

川越農林振興センターだより

第28号 令和4年3月発行

発行 川越農林振興センター

川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟5F



電話 049-242-1808 (代表・管理部)

049-242-1804 (農業支援部)

049-242-1814 (農村整備部)

042-973-5620 (林業部)

e-mail r421810@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0902/>



埼玉県マスコット「コバトン」



飯能市の栗原慶子さんが第14回本多静六賞を受賞されました

飯能市在住の栗原慶子さんが第14回本多静六賞を受賞され、令和3年10月22日に埼玉県庁で表彰式が行われました。

本多静六賞は、日本最初の林学博士である本多静六博士の精神を受け継ぎ、緑と共生する社会づくりに貢献した方へ贈られる賞です。

栗原さんは、地域の林業女性を組織化することで、農山村女性の活躍の場を広げました。また、国の中央森林審議会委員、林政審議会委員を歴任し、全国の林業女性の代表として様々な提言を行い、林業における女性の地位向上、男女共同参画の推進を牽引してきました。

また、栗原さんは平成25年に農林水産祭天皇杯、平成27年に秋の黄綬褒章を受賞されています。

この度の受賞、誠におめでとうございます。



表彰式の様子：受賞された栗原慶子さん(中央)と、新井飯能市長(左)、大野知事(右)

東大久保・農地・水・環境保全協議会 関東農政局長表彰最優秀賞を受賞

関東農政局では、多面的機能支払交付金を活用している活動組織のうち、他の模範となる優れた活動を行っている組織に対して毎年表彰を行っています。

令和3年度、富士見市の「東大久保・農地・水・環境保全協議会」が優良事例地区に選出され、2月22日に関東農政局長表彰における最優秀賞を受賞しました。

東大久保・農地・水・環境保全協議会は、非農家741人を含む838人で構成されている組織です。当組織は、びん沼川西側周辺の水田地帯で活動しており、地域の特色を活かして農地の景観形成をテーマとした共同活動に力を入れています。特に大きく評価された活動が、水田の裏作を活用したブロックローテーションによる菜の花の植栽で、その面積は約40haと広範囲です。この植栽活動は菜の花フェスタや緑肥に活用されています。また、当地区では遊休農地の発生防止に力を入れており、耕作を続けていくことが難しくなった農地について耕作できる人を紹介する取組を行っています。地域の草刈りや水路の泥上げには多くの地域住民が参加しており、農家・非農家かかわらず地域一丸となって優良農地の維持に努めています。

以上のような活動が評価され、当組織は令和3年度埼玉県多面的機能支援推進会議でも優良事例として表彰されました。



表彰された活動組織の新井(幸)元会長(左)と新井(則)会長(右)



菜の花フェスタ2019の様子

【多面的機能支払交付金とは？】

農業・農村は、作物の生産をはじめ自然環境の保全や良好な景観形成など多くの役割（多面的機能）を果たしています。しかし、近年では高齢化などにより、農地や水路などを適切に保全していくことが困難になってきました。そこで農林水産省は、地域で行う共同活動を支援する「多面的機能支払交付金」を創設しました。これは農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援であり、地域資源の適切な保管理を推進するための交付金です。交付金を活用した活動は、水路の草刈りや泥上げなどの農地維持活動が主となりますが、農村の景観形成や施設の補修、更新などの活動も行うことが可能です。

この制度に興味のある方は、お住まいの市町村又は当センター農村整備部（☎049-242-1814）へ御連絡ください

令和3年度入間地方青年農業者会議開催、県大会発表者を選出

令和4年1月12日に狭山市市民会館において令和3年度入間地方青年農業者会議を開催しました。令和2年度は新型コロナ感染拡大のため中止となり、令和3年度は貴重な青年の発表機会を確保するため感染防止対策を講じての開催を計画しましたが、年明けからの急激な感染拡大のためやむを得ず無観客での開催となりました。

当日は所沢市4Hクラブ、入間市4Hクラブ、三芳町4Hクラブ、むさし4Hクラブからのプロジェクト発表があり、審査員5人（指導農業士 内藤嘉寿氏・亀田康好氏、農村女性アドバイザー 吉田紀子氏・小島睦子氏、当農林振興センター原農業支援部長）による審査が行われました。

いずれの発表も特徴があり意欲的な優れた発表でした。審査の結果、1位には「自給率0.1%以下 国産ごまの作業改善」を発表した、むさし4Hクラブの鈴木香純さんが選ばれ、その取り組みと内容が高く評価された結果、川越農林振興センター所長賞を受賞されました。また、2位には「角食マルシェで所沢のおいしいを体験！！」を発表した所沢市4Hクラブが選ばれ、共同で行った先進的な取り組みが高く評価されました。1位、2位に選ばれた2課題は2月7日に行われた県大会でも、入間地方代表として発表を行いました。

プロジェクト発表は、個人あるいは組織で様々な課題を解決する取り組みを発表するもので、これからの地域農業を背負って立つリーダーとなるための貴重な経験となります。当農林振興センターでは青年農業者の相互研鑽の場である組織活動や各々の農業技術・経営の資質向上を図るプロジェクト活動を引き続き応援します。



審査員(後列)、発表者(前列)



1位のむさし4Hクラブ 鈴木香純さん



2位の所沢市4Hクラブ 神山貴宏さん

埼玉県さといも協議会共進会が開催されました

管内の畑作地帯は全国有数のさといも産地で、その高い品質で市場から高評価を受けています。

11月9日、JAいるま野さといも選果場（狭山市）において、第7回埼玉県さといも協議会共進会（主催：JA県中央会）が開催されました。

この共進会は、生産者の栽培技術の向上や高品質・多収生産の推進、生産者の生産意欲の向上を目的に行われています。今回は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などにより3年ぶりの開催となりました。

県内各地から「土垂」「蓮葉」「丸系八つ頭」といった主要な品種が合計300点出品されました。出品された芋は、品種ごとの選別基準で審査が行われ、当センターからも4名が審査に参加しました。

12月には成績優秀者が決定され、成績優秀者の栽培方法は、生産者全体で共有化して産地全体の技術向上に役立てられます。

また、本年度産の管内のさといもは、徹底した管理により病気の発生も少なく、適度な降雨に恵まれたため、作柄は良好で出荷も順調に進みました。



共進会の様子



審査の様子

管内でスマート農業の導入が進んでいます

「スマート農業」とは、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用し、農作業の省力化や農産物の高品質化を実現する新しい農業のことです。

現在、日本の農業現場では担い手の高齢化による労働力不足が深刻な問題となっています。そこで、スマート農業の活用は、農作業の省力化・軽労化だけでなく、技術継承の簡易化による新規就農者の確保等にもつながると期待されています。



直進アシスト機能付きトラクタ



ほ場の電子管理システム

当センター管内でも、スマート農業に関連する機械やシステムの導入が進んでいます。

設定した経路を自動で走行する「自動操舵トラクタ」、モーターや人工筋肉により作業負担を軽減する「アシストスーツ」、パソコン・スマートフォン等で作業記録やほ場管理を行う「経営・生産管理システム」などが次々に導入され、活用されています。

スマート化された農機は導入費用が高く、活用にはITを使いこなすスキルが求められるなどの課題もあり、現状では誰でも導入できる技術とは言えません。しかし、農業が抱える労働力不足等の課題を解決する手段の一つとして、今後の発展が期待される技術でもあります。

ため池パトロールを実施しました！

今年度7～11月にかけて県内50か所、当センター管内では5か所の防災重点農業用ため池を対象にため池パトロールを実施しました。これは「埼玉県ため池サポートセンター」が主体となり、県内244箇所の防災重点農業用ため池を対象とした現地調査と保全管理の指導助言を行うものです。（※防災重点農業用ため池とは、県が指定する、決壊した場合にその周辺区域に人的被害等を与える恐れのある「農業用ため池」です。）



箕和田湖（毛呂山町）にて現地確認を実施

「埼玉県ため池サポートセンター」は、農業用ため池の管理者・所有者の方がため池の維持管理や防災工事などを適切に実施するために必要な技術的支援を行うため、埼玉県土地改良事業団体連合会内に開設しました。こちらでは、ため池の維持管理に関する技術研修会や相談業務を行っております。

ため池サポートセンターについて気になることがありましたら、下記ホームページをご覧ください。川越農林振興センター農村整備部あてご連絡ください。

ため池サポートセンター ホームページ：

<http://www.saidoren.or.jp/tamesapo/index.html>

当センター農村整備部（☎049-242-1814）



森林管理道(林道)及び治山事業の災害復旧について

令和元年に発生した台風19号は全国に大きな被害を及ぼしました。当センター管内においても、森林管理道72路線161箇所が被災し、山腹崩壊等が12箇所発生しました。現在、当センターでは台風災害の復旧工事を進めています。

当センター管理の森林管理道については、13路線81箇所が被災し、そのうち完全に通行不能となっている箇所等4路線18箇所を災害復旧工事として計画しました。令和4年3月現在、4路線9箇所の復旧工事が完了し、うち2路線が通行可能になりました。今回の台風災害では、写真1の様に路体の崩落した箇所が多く、路肩の擁壁を作り直し復旧しました。

山腹崩壊等につきましては、被災した12箇所のうち危険度の高い1箇所（2工事）を治山事業の緊急災害復旧工事として計画し、工事が完了しました。写真2の現場では、土留工と植生シート等により、復旧し、緑化が進んでいます。

今後も皆様の安心安全な生活の確保と地域の林業振興のため、鋭意、工事を進めてまいります。引き続き、復旧工事への御理解、御協力の程よろしく申し上げます。

なお、管内の森林管理道通行状況につきましては、以下のURLを御参照ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0902/ringyou/shinrinkanridoujoho.html>



写真1：森林管理道（左：復旧前、右：復旧後）・飯能市



写真2：治山事業（左：復旧前、右：復旧後）・毛呂山町

ナラ枯れにご注意ください！！

梅雨明け～9月までの間に、急に葉が赤くなり枯死した木を見かけませんでしたか。その木は、「ナラ枯れ」の可能性がります。

【ナラ枯れ（ブナ科樹木萎凋病）とは】

カシノナガキクイムシ（以下、カシナガと略称）が伝播するナラ菌によって引き起こされるナラ類の集団枯死現象、すなわち樹木の伝染病です。

【ナラ枯れの特徴】

ナラ枯れには以下のような特徴があります。

○主にクヌギやコナラといったナラ類や、シイ・カシ類の高齢の大径木に発生する。梅雨明け～9月頃の蒸散が活発な時期に枯れることが多い。

○木が枯れるまでが異常に早い。ナラ菌に感染してから1～2週間程度で木全体が枯れる。

○根元付近を中心に直径1.3～1.8mm程度の穿孔（カシナガが開けた穴）や、粉状の木くず（フラス）が確認される。

【お願い】

県内でナラ枯れ被害が拡大しています。ナラ枯れを発見した際は、

- ①被害木の所在地
- ②被害木の本数
- ③フラスの有無

の3点を確認の上、被害木が所在する市町村、または下記問い合わせ先まで情報提供をお願いします。

【問合せ先】

当センター林業部林業支援担当

☎042-973-5730



改正種苗法施行 登録品種の取扱いにご注意ください(1)

●種苗法改正の概要

近年、日本で育成された品種が無断で海外に持ち出されて栽培される事例が増えています。日本の農業に不利益が生じることを防ぐために種苗法が令和2年12月に改正されました。改正の要点は以下のとおりです。令和4年4月1日から施行される内容がありますので、ご注意ください。

- ・登録品種について、育成者権者が種苗の海外への持ち出しや国内での栽培地域を制限できます。（令和3年4月1日から）
- ・「登録品種である旨」「輸出や栽培地域の制限がある場合その旨」を種苗の譲渡時などに表示することが義務化されました。（令和3年4月1日から）
- ・登録品種の自家増殖に育成者権者の許諾が必要になります。
（令和4年4月1日から）

※自家増殖とは、収穫物やツル苗、穂木等を種苗として用いることです。

一般品種や登録の権利期間が切れた品種について許諾は不要です。

※登録品種の種苗については、利用条件をよく御確認ください。

※なお、生産した収穫物や種苗等を他者に譲渡することがない、個人的または家庭的利用であれば、自家増殖に許諾は不要です。

◇種苗法の改正について（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/index.html>



●農研機構の登録品種の取扱い

農研機構が育成・登録した品種については有償・無償にかかわらず自家増殖の許諾が必要となります。（令和4年4月1日から）

- ・稲、麦、大豆、花き等：無償
- ・かんしょ、イチゴ、バレイショ、茶：無償
- ・果樹：有償

自家増殖種苗の他者への譲渡は有償、無償に関わらず、別途契約が必要です。

- ・対象品種や申請方法は以下のHPでご確認ください。

◇農研機構育成品種について

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/index.html#k02>



改正種苗法施行 登録品種の取扱いにご注意ください(2)

●埼玉県登録品種の取扱い

- ・海外持ち出し禁止です。
- ・利用許諾契約などで栽培地域を県内に制限しています（茶、シクラメンを除く）。
- ・自家増殖は、県内生産者に限り（茶は県内・県外生産者に）許諾し、許諾料は無償とします。また、自家増殖の許諾手続きは不要です。（令和4年4月1日以降）
- ・稲、日本なし、はたけしめじ（県内のみ） 茶（県内・県外）は遵守事項を条件として自家増殖を許諾
- ・いちごは県と利用許諾契約を締結した県内団体の構成員である生産者に限り県内での栽培を認め、自家増殖を許諾
- ・シクラメンは県と利用許諾契約を締結した種苗業者から再利用許諾を受けた生産者に限り栽培を認め、そのうち県内所在の生産者に限り自家増殖を許諾
- ・作物別や品種別の対応は以下の県ホームページに掲載しています。

◇種苗法改正に伴う埼玉県の対応等について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0904/syubyouhou/index.html>



【問合せ先】

当センター三富農業・地域支援担当 ☎049-242-1808

三富地域農業振興協議会で三富地域援農ボランティアを募集します

三富地域農業振興協議会は、三富地域の農業の応援者となっていただくための、三富地域援農ボランティアを募集します。

三富地域援農ボランティアとなった方は、協議会がマッチングした農家さんのお宅に週1回程度通っていただき、農家の指導の下、土づくり、種まき、除草、収穫等の各種農作業全般のお手伝いを行います。三富地域の農地で汗を流してみませんか？

詳細については、「さんとめねっと」で検索してみてください。



ネギの収穫作業状況(川越市)



ホウレンソウのマルチ撤去作業状況(三芳町)

農地改良には注意が必要です！～農地を守るのはあなた自身です～

1 農地改良とは

農地に、保全や利用の増進といった農業経営の改善目的で土の搬入を行うものを農地改良といいます。具体的には農地を埋め立て、田を畑に転換することや、水捌けの悪い農地に良質な土を入れて土壌改良を行うことをいいます。単なる残土や土砂の処分は農地改良に該当しません。農地改良を行う場合は、あらかじめ農地法に基づく農地の一時転用の届出もしくは許可を得る必要があります。

2 責任者はあなたです

農地改良を行う場合は、土地所有者と工事を実施する事業者が連名で地元市町の農業委員会に申請します。契約などの手続きが終わったからといって、あとは事業者任せにしましてはいけません。計画どおり適法に農地改良が行われているか、確認・報告を行う必要があります。もしも、工事中に不法行為が行われた場合は、事業者だけでなく申請者である土地所有者の責任も厳しく問われることになります。

【こんなトラブルが報告されています】

- 農地に瓦礫やゴミを入れられた・・・
- 産業廃棄物の山になってしまった・・・
- 土を入れたが農地の仕上げが悪くて耕作できない・・・
- 近隣の土地所有者とトラブルが起きた・・・

【ご相談ください】

もしも農地改良を検討していたり、事業者から農地改良の話を持ち掛けられたりしたときは、事前に必ず地元の農業委員または農業委員会にご相談ください。

農地を守るのは農地を所有しているあなた自身です。